



# 金沢市公報

第2635号の3

平成21年(2009年)10月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○独立広告物調整地区の指定について (景観政策課)	1
○平成8年告示第66号(道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (ク)	5
○平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (ク)	5
○平成8年告示第68号(展望することができる広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (ク)	6
○平成8年告示第69号(広告物等の表示等を禁止する物件の指定について)の一部改正について (ク)	6
○平成8年告示第70号(広告物活用地区の指定について)の一部改正について (ク)	6

○平成8年告示第71号(商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (ク)	6
○平成9年告示第2号(金沢市屋外広告物条例の規定に基づき市長が指定する広告物等を定めたことについて)の一部改正について (ク)	8
○平成9年告示第3号(金沢市屋外広告物条例の規定に基づき市長が指定する広告物等を定めたことについて)の一部改正について (ク)	8
○平成12年告示第73号(斜面緑地保全区域及び斜面緑地保全基準を定めることについて)の一部改正について (ク)	8
● 教育委員会告示	
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	8

## 告 示

### ●金沢市告示第228号

金沢市屋外広告物等に関する条例(平成8年条例第58号)第10条の2の規定により、独立広告物調整地区を次のとおり指定します。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

種別	調整地区の位置	区域
第1種独立広告物調整地区	1 一般県道向粟崎安江町線のうち、湊2丁目11番1先から大浦町チ115番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	別添図面のとおり(別添図面は、登載を省略し、金沢市都市整備局景観政策課に備え置いて一般の縦覧に供します。)
	2 市道1級幹線60号木越・田中線のうち、大浦町ト92番1先から田中町は52番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	3 一般県道八田金沢線のうち、田中町は59番1先から浅野本町2丁目ロ107番1先までの区間で、当該道路の境界	

	から両側10メートル以内の地域
4	市道1級幹線14号元町・東山線のうち、元町2丁目156番先から元町2丁目51番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
5	一般県道金沢停車場北線のうち、浅野本町1丁目254番先から小金町152番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
6	市道1級幹線102号疋田町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
7	市道1級幹線103号疋田・神谷内線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
8	市道1級幹線130号三池・高柳線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
9	市道1級幹線107号高柳・浅野本町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
10	市道1級幹線11号北安江線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
11	市道1級幹線90号疋田・御経塚線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
12	市道1級幹線114号二口・若宮線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
13	市道1級幹線42号玉鉾・西金沢線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
14	市道1級幹線101号八日市町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
15	臨港道路無量寺湖南線のうち、湊3丁目48番先から湊1丁目23番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
16	主要地方道松任宇ノ気線のうち、湊3丁目18番2先から専光寺町86番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
17	主要地方道金沢田鶴浜線のうち、粟崎町3丁目242番先から湊3丁目3番2先までの区間で、当該道路の境界線

から両側10メートル以内の地域
18 一般県道近岡諸江線のうち、近岡町949番1番先から諸江町上丁335番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
19 主要地方道金沢田鶴浜線のうち、湊4丁目26番6先から中橋町1325番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
20 主要地方道金沢湊線のうち、金石西3丁目2番5先から広岡1丁目1701番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
21 市道1級幹線13号中橋・八日市線のうち、大豆田本町58番1先から長田1丁目165番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
22 一般県道上安原昭和町線のうち、桜田町1丁目1番先から出雲町イ414番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
23 市道戸板6号出雲町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
24 市道1級幹線3号犀川大通り線のうち、笠舞3丁目413番1先から涌波3丁目281番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
25 主要地方道金沢井波線のうち、田井町205番1先から石引1丁目616番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
26 市道1級幹線106号小立野・笠舞線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
27 市道1級幹線5号菊川・寺町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
28 市道1級幹線6号十一屋・有松線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域
29 一般国道157号のうち、有松2丁目40番先から横川5丁目234番2先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域

	30 一般県道宮永横川町線のうち、米泉町1丁目77番1先から押野2丁目570番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	31 市道1級幹線129号八日市・押野線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	32 市道1級幹線99号松島線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	33 主要地方道金沢美川小松線のうち、古府町190番先から佐奇森町イ95番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	34 主要地方道金沢小松線のうち、有松1丁目266番先から窪3丁目169番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	35 市道1級幹線33号有松・四十万線のうち、有松5丁目1番先から四十万町リ3114番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	36 一般国道157号のうち、横川7丁目84番1先から横川7丁目2番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	37 市道押野1号上荒屋1丁目線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
第2種独立広告物調整地区	1 一般国道8号のうち、市内の全区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	2 主要地方道金沢小松線のうち、もりの里3丁目199番先から四十万町北イ291番2先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	3 一般国道8号及び159号金沢東部環状道路のうち、今町ホ31番1先から鈴見台1丁目120番先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	4 市道1級幹線126号戸水町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
	5 主要地方道松任宇ノ気線のうち、福増町南80番先から畝田西1丁目1番先までの区間で、当該道路の境界線から	

両側10メートル以内の地域
6 東蚊爪町1丁目並びに湊1丁目、湊2丁目及び東蚊爪町の各一部
7 湊3丁目、北間町、近岡町及び御供田町の各一部
8 湊4丁目、無量寺町、戸水2丁目及び戸水町の各一部
9 専光寺町、赤土町、佐奇森町及び豊穂町の各一部
10 示野町、観音堂町、ニッ町及び松村7丁目の各一部
11 北陽台1丁目、北陽台2丁目及び北陽台3丁目
12 いなほ2丁目及びいなほ1丁目の一部
13 かたつの一部
14 大野町4丁目、大野町新町及び粟崎町4丁目の各一部
15 打木町及び福増町の各一部
16 粟崎町5丁目の一部
17 金市町及び百坂町の各一部
18 進和町の一部

●金沢市告示第229号

平成8年告示第66号（道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「広告物等」を「屋外広告物等」に、「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改める。

●金沢市告示第230号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「広告物等」を「屋外広告物等」に、「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改め、

表中

「

18 市道1級幹線127号田上・館町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域
--

を

」

「

18 市道1級幹線127号田上・館町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域
--

19	主要地方道金沢港線六枚交差点から展望することができる50メートル以内の地域	に
20	主要地方道金沢美川小松線新神田交差点から展望することができる50メートル以内の地域	
21	市道1級幹線4号元町・東山線森山北交差点から展望することができる50メートル以内の地域	
22	国道157号有松交差点から展望することができる50メートル以内の地域	
23	国道159号兼六園下交差点から展望することができる50メートル以内の地域	

改める。

●金沢市告示第231号

平成8年告示第68号（展望することができる広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「広告物等」を「屋外広告物等」に、「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改める。

●金沢市告示第232号

平成8年告示第69号（広告物等の表示等を禁止する物件の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「広告物等」を「屋外広告物等」に、「金沢市屋外広告物条例（平成7年条例第58号）第6条第1項第10号」を「金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第6条第1項第11号」に改める。

●金沢市告示第233号

平成8年告示第70号（広告物活用地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改める。

●金沢市告示第234号

平成8年告示第71号（商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「広告物等」を「屋外広告物等」に、「金沢市屋外広告物条例施行規則」を「金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則」に改め、

表中

「

7	野町2丁目及び増泉1丁目の各一部	を
---	------------------	---

」



7 野町2丁目及び増泉1丁目の各一部
8 木倉町、片町2丁目、長町1丁目及び香林坊2丁目の各一部

に

改める。

別図に次の1項を加える。

8 木倉町外地内



●金沢市告示第235号

平成9年告示第2号（金沢市屋外広告物条例の規定に基づき市長が指定する広告物等を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に、「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

●金沢市告示第236号

平成9年告示第3号（金沢市屋外広告物条例の規定に基づき市長が指定する広告物等を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

「金沢市屋外広告物条例」を「金沢市屋外広告物等に関する条例」に、「広告物等」を「屋外広告物等」に改める。

●金沢市告示第237号

平成12年告示第73号（斜面緑地保全区域及び斜面緑地保全基準を定めることについて）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市長 山 出 保

別表第1を次のように改める。

別表第1 緑被率誘導表

種 別	既存指定内容	緑 被 率	備 考
A	風致地区 (第1種該当地)	40%以上	(建ぺい率20%)
B	風致地区 (第2種～5種該当地)	30%以上	(建ぺい率40%)
C	上記以外の区域	20%以上 商業系用途は10%以上	

※緑被率 = 緑地面積 / 敷地面積 × 100%

●金沢市教育委員会告示第6号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表に次のように加える。

建 造 物	せんちょうじほんどうつかりむなみだいちまいきゅうおにがわらいつつしょうはんしやおよさんもん 専長寺本堂附棟札一枚・旧鬼瓦一對、松帆船及び山門	2棟	金沢市金石西4丁目 19番56号 専長寺	指定平成21年10月1日
歴 史 資 料	しほんちやくしよくたつみようすいえまき 紙本著色辰巳用水絵巻	1巻	金沢市広坂1丁目1 番1号 金沢市	指定平成21年10月1日





平成21年(2009年)10月1日 印刷  
平成21年(2009年)10月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)